

〈サービス利用料金（1月あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護予防・生活支援総合事業費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（下記の利用料金は、契約者の要支援度及びサービス内容に応じて異なります。）

★基本サービス

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1			要支援2		
	（1月につき）			（1月につき）		
	17,980円			36,210円		
負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
2. うち、介護予防・生活支援総合事業費から給付される金額	16,182円	14,384円	12,586円	32,589円	28,968円	25,347円
3. サービス利用に係る自己負担額	1,798円	3,596円	5,394円	3,621円	7,242円	10,863円

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ

上記のサービス利用料1月あたりに下記の料金が加算されます。

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1			要支援2		
	（1月につき）			（1月につき）		
	240円			480円		
負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
2. うち、介護予防・生活支援総合事業費から給付される金額	216円	192円	168円	432円	384円	336円
3. サービス利用に係る自己負担額	24円	48円	72円	48円	96円	144円

処遇改善加算（Ⅱ）

1月の総単位数×90／1000（9.0%）
-----------------------

- ☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護予防・生活支援サービス事業費から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）
- ☆ 介護予防・生活支援サービス事業費からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。